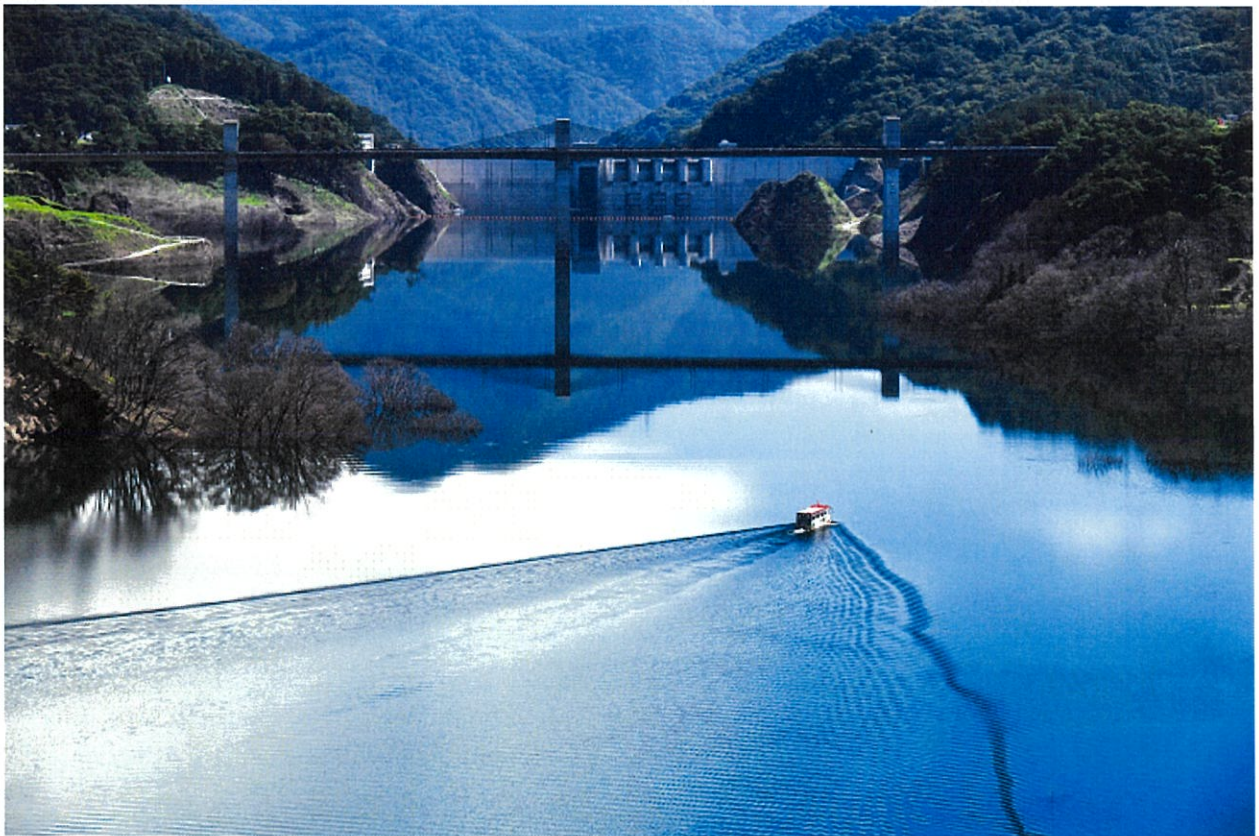


ハッ場ダムサイトエリア、林ふるさと公園エリア

施設利用者募集要項

～飲食店・売店・オープンカフェ等の営業活動、イベントを行う事業者等を募集～



令和4年7月

一般社団法人つなぐカンパニーながのはら

<目 次>

1	趣旨	3
2	目的	3
3	場所の概要	3
4	募集内容	3
5	募集条件	3
6	施設利用者の経費負担	5
7	募集方法	5
8	審査について	7
9	募集・選定に関する留意事項	7
10	協議・調整	8
11	利用契約の締結	8
12	営業開始予定	8
13	問い合わせ先	8

1 趣旨

ハッ場ダム周辺地域の更なる観光・地域振興を推進していくために、国土交通省、群馬県、長野原町、東吾妻町及び地元団体等から組織されたハッ場ダム水源地域ビジョン協議会（以下「協議会」という）を通じて、特例占用に基づく河川空間のオープン化を活用した民間開放によるハッ場ダムの利活用に取り組んでいます。

ハッ場ダムでの民間事業者による営業が可能となるよう、令和3年1月19日に関東地方整備局へ要望書を提出し、令和3年3月に「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けました。

一般社団法人つなぐカンパニーながのはらは、長野原町と河川空間のオープン化区域内の事業に実施に関する契約を締結するため、事業者（以下「施設利用者」という。）を募集します。

なお、申請にあたっては、地域づくり、観光振興を支援する一般社団法人つなぐカンパニーながのはら（以下「つなぐカンパニーながのはら」という。）が手続きを行います。

2 目的

指定する区域において、飲食店や売店、オープンカフェなどの営業活動やイベント開催等を行うことで、人々の日常的なハッ場ダム及び周辺エリアの利用促進と観光客の誘致拠点とするとともに、回遊性の向上と地域活性化に資することを目的とします。

3 場所の概要

（1）所在地 群馬県吾妻郡長野原町

（2）地 域 今回の募集はハッ場ダムサイトエリア、林ふるさと公園エリアとし、別図に示す区域とする。

4 募集内容

（1）募集施設利用者 : 指定する区域において、飲食や売店、オープンカフェ等の営業活動やイベント等を行う施設利用者

（2）選定数 : 複数の施設利用者（選定後に区域との調整を行う予定）

（3）事業内容 : ・飲食物の提供及び物品販売
・イベント等の開催

5 募集条件

（1）ハッ場ダムサイトエリア、林ふるさと公園エリアの観光客等の利用促進に資するものであること。

（2）利用形態

①飲食店、売店、オープンカフェ等の施設、イス・テーブル等の占用

②イベント施設及びイベント施設と一体をなす照明・音響施設等の占用

(3) 利用面積

①利用可能な土地 「利用区域図」等参照

②利用区域内での利用計画を立案し、おおむねの場所、その利用する面積を積算して申請すること。

(4) 利用期間

利用期間は、利用契約締結日以降から令和5年3月末までとする。

※全体の出店状況や長野原町、つなぐカンパニーながのはらなどのイベント等の開催状況によっては、出店場所、出店日を変更依頼することがある。

(5) 営業時間

営業時間は原則10時から16時30分までの間で定めること。但し、イベント等開催時の営業時間についてはこの限りではない。

(6) 出店

移動撤去可能な簡易なもの（仮設テント、移動販売車等）とする。

(7) 転貸の禁止

利用期間中はいかなる理由を問わず転貸しないこと。

(8) 原状回復義務・補償

施設利用者は、利用契約期間満了、施設利用取り消し又は施設利用者の都合により退去する場合、自己の負担で原状回復の上返還すること。

(9) 新型コロナウイルス感染症への対応

店舗スタッフのマスク着用、店内の消毒、来店者への手洗いや消毒喚起を徹底し、感染症の拡大防止に努めること。

(10) 自主保全管理

施設利用者の財産を保全するための自主警備等を行うこと。

(11) 環境・景観への配慮と公共空間の適正管理

①施設利用者は、周辺環境に配慮し、利用区域周辺にごみや汚れがないよう清掃等を心掛けること。清掃の範囲は、利用区域だけでなく、利用区域周辺とする。

②騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮し、公共空間としての適正な管理に努めるものとする。

(12) 法令等の遵守・手続き・適用

①運営、維持管理にあたっては、法令等（河川法、消防法、食品衛生法等）を遵守すること。

②河川管理者からの占用許可に基づく「許可方針」等の内容を遵守すること。

・長野原町の観光振興に寄与するものとする。

・施設利用者は活動状況を適時報告する。

・河川管理者からの撤収等の指示があった場合速やかに撤去できるようにする。

(13) 利用促進、地域への回遊性の確保

①施設利用者は、飲食店、売店、オープンカフェ等の利用促進が図れるよう、情報発信を

行うこと。

②来店者等に周辺の観光案内やイベント案内を行い、地域への回遊性を促すなど、地域振興に寄与するものであること。

(14) 利用者への安全確保

水難事故や利用区域内の交通事故等に対する防止対策を講じること。

チラシ、看板及び巡回等により注意喚起するとともに、増水時には避難指示を適時、的確に行うなど利用者の安全確保に万全を期すこと。

(15) 第三者への対応

①苦情には迅速かつ真摯に対応すること。

②利用区域において、自己の営業に起因し、またはこれに関連して第三者に損害があったとき、または支障をきたす恐れがあるときは速やかにつなぐカンパニーながのはらに報告するとともに、責任をもって解決を図ること。

(16) 契約の解除

第三者への転貸、利用料等の不払い、規則を守らない等の営業活動が見られた場合退去を命じることがある。

6 施設利用者の経費負担

施設利用者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。

(1) 施設利用料

①長野原町施設利用料

「長野原町都市・地域再生等利用区域の指定区域に関する施設利用料徴収要綱」に定めたもので、良好な水辺空間の維持管理や保全、創出などに活用する。

②地域振興利用料

地域振興利用料は、長野原町の地域振興に活用する。

①、②の費用は別表のとおりとし、合算してつなぐカンパニーながのはらに納入する。

(2) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費（備品購入、人件費、材料費、光熱費、情報発信費等）

(3) 前項の（10）、（11）に掲げる自主保全、清掃・環境対策等に関する費用

(4) 緊急時（増水等）や長野原町及びつなぐカンパニーながのはらが関係するイベント等実施時における工作物等の移動に係る費用

(5) 原状回復費用

7 募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表 令和4年4月1日（金）

募集書類受付 令和4年4月1日（金）～随時

利用審査会	受付後 随時開催
審査結果通知	審査会後
利用契約締結	審査結果通知後

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、十分な経営力及び信用を有し、法人登記している法人又は支店を有する法人（以下「法人」という）、開業届出をしている個人事業主とする。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を失うものとする。応募資格の基準日は「参加申請書」の申請日とする。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等は、「法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

②応募書類提出時、税金を滞納している者

③法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者

④宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者

⑤政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者

⑥社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者

(3) 応募方法

受付は令和4年4月1日から随時行います。（5）の応募書類をすべて整えて13の問い合わせ先への持参あるいは郵送にて提出すること。

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を13の問い合わせ先に送付（FAX、Email）すること。

(5) 応募書類

①参加申請書（様式1号）

②施設利用企画提案書（様式2号）

③申請者の証明書（運転免許証あるいは本人確認できるものの写し）

(6) 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成すること。

- ①応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ②応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。
- ⑤様式2号の作成にあたっては、別紙の審査チェック表を参照すること。

(7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出した応募書類は公表しない。また、提出された応募書類は一切返却しない。

(8) 施設利用者の決定

協議会に設置されている利用審査会において、応募者の中から、募集条件を満たし、企画内容等を総合的に審査の上、施設利用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定する。

8 審査について

(1) 審査方法

原則として書類審査とする。ただし、必要に応じて追加の資料の提出を求め、ヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査基準

募集条件を満たし、緊急時の対応、妥当性、安定性、実現性など内容の適切さ

(3) 候補者への決定時期及び審査結果の公表

- ①候補者は、申請受付後、随時開催する利用審査会で決定する。
- ②審査結果は各応募者につなぐカンパニーながのはらから通知する。なお、選定された施設利用者は、その名称等を公表する。

9 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当した時は、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがある。
 - ①公募書類に虚偽の記載があった場合
 - ②応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③著しく社会的信用を損なう行為により、公募者が施設利用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

10 協議・調整

利用する場所や期間、地域振興などにおいて、場所のくじ引きや利用期間の設定、地域振興の連携など、調整が必要であると認める場合、つなぐカンパニーながのはらが協議・調整を行う。

1 1 利用契約の締結

候補者は、施設の利用及び運営に関して、つなぐカンパニーながのはらと本要項及び提案内容に基づく利用契約書を締結すること。

1 2 営業開始予定

候補者は、営業開始に向け、利用契約を締結したのち、開業準備を行うものとする。

1 3 問い合わせ先

一般社団法人つなぐカンパニーながのはら

所在地：〒377-1302 吾妻郡長野原町川原湯223-5

電 話：0279-82-5895

FAX：0279-82-5896

Ema i l : i n f o @ t s u n a c o m . o r . j p

別表

①長野原町施設利用料

「長野原町都市・地域再生等利用区域の指定区域に関する施設利用料徴収要綱第4条」をつなぐカンパニーながのはらで簡略化したもの

種別		単 位	料 金
平場利用	1か月未満	545㎡まで	300円
	1か月以上	600㎡まで	300円
その他工作物	1ヶ月未満	1㎡あたり	11.92円
	1ヶ月以上	1月1㎡あたり	10.83円

年割りで算定し、円単位で切り上げ、 詳細は協議願います。

②地域振興利用料

平場利用			出店日割 (日当り)	売上歩合 (%)	
区分		内容		会員	非会員
収益あり	物販	調理品(キッチンカー含)	0	10	15
		上記以外		5	8
	文化芸能等	パフォーマンス、音楽等	1,000円	2	
収益なし	公益的	公共的団体事業 公益目的事業等	0	0	
	私益的	パフォーマンス、音楽等	300円	0	

リムトンネル、湖岸利用(養蜂等)

年間 5,000円

審査チェック表（募集条件をクリアしているか）

項目	内容	有無
利用形態	飲食物の販売及び物品の販売	
	イベントの開催	
	その他	
利用面積	利用区域内での計画となっているか	
	場所と面積は適切か	利用区域以外の場合採用しない 1社で広範囲を占有する場合は×
利用期間	令和5年3月31日までか	
営業時間	9時から17時までか	
	イベント時の時間は適切か	営業時間が適切でない場合は× イベント内容と時間外の対応が記載されていれば○
出店形態	移動可能なものか	
		移動可能形態以外は×
現状回復	容易に現状回復できるか	
		アンカーなどで固定やペイントするなどは×
コロナ対策	適切な対策が記載されているか	
		県コロナガイドラインに沿った対応をしている場合○
自主保全	自主警備対策が記載されているか	
		対応が記載され妥当であるか
環境景観への配慮	清掃方法、ごみ処理方法が記載されているか	
	騒音対策等管理方法が記載されているか	清掃方法、ごみ処理方法が適切であれば○ 必要に応じ記載（音楽を鳴らさないなど）
法令等遵守	必要な手続きが行われるか	
		営業にあたり必要な手続き等ができるか
利用促進、地域への回遊	情報発信が行われるか	
	地域への回遊促進方法が記載されている	情報発信方法が記載されているか 回遊促進方法が記載されているか
利用者への安全確保	安全確保が計画されている	
		安全対策が計画されている
第三者への対応	苦情対応及び連絡体制が記載されている。	
		苦情対応方針と連絡体制が記載されている

※全項目 有 以外は不適格とする or ヒアリングを行う

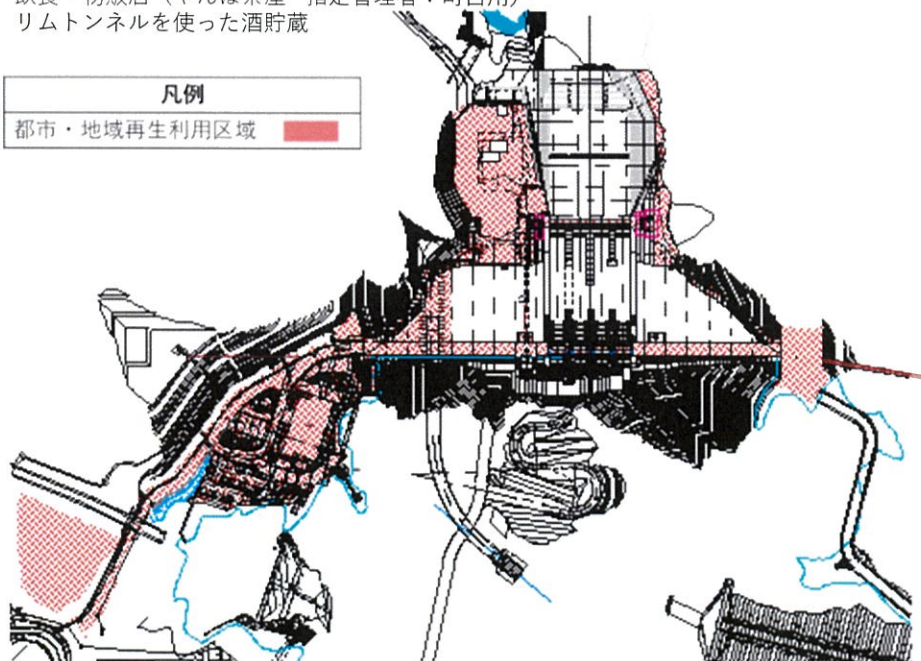
都市・地域再生等利用区域位置図



①ダムサイトエリア (堤体、下流広場、ダムサイト広場、リムトンネル)

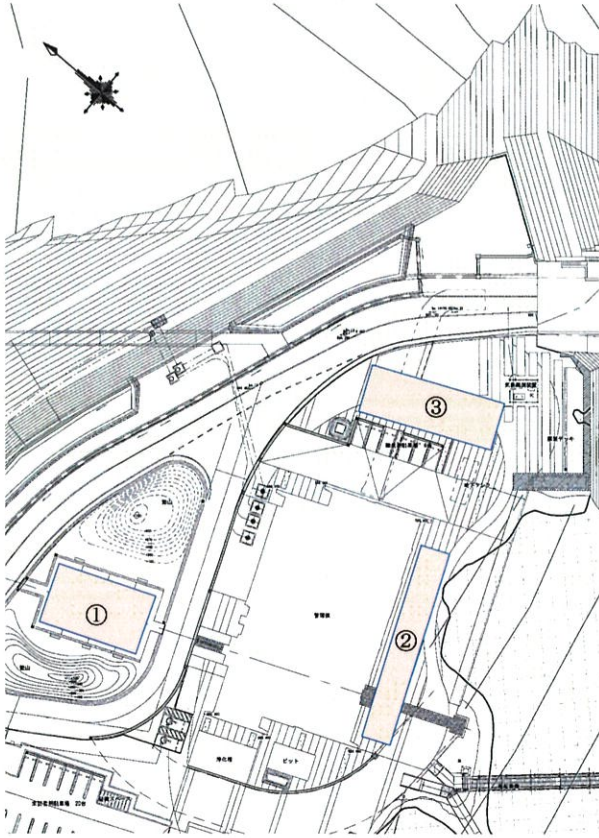
ツアー客の施設見学、飲食物の提供及び物販販売
堤体を使ったアクティビリティ (垂直降下)・イベント (ライトアップ等)
飲食・物販店 (やんば茶屋 指定管理者: 町占用)
リムトンネルを使った酒貯蔵

凡例	
都市・地域再生利用区域	



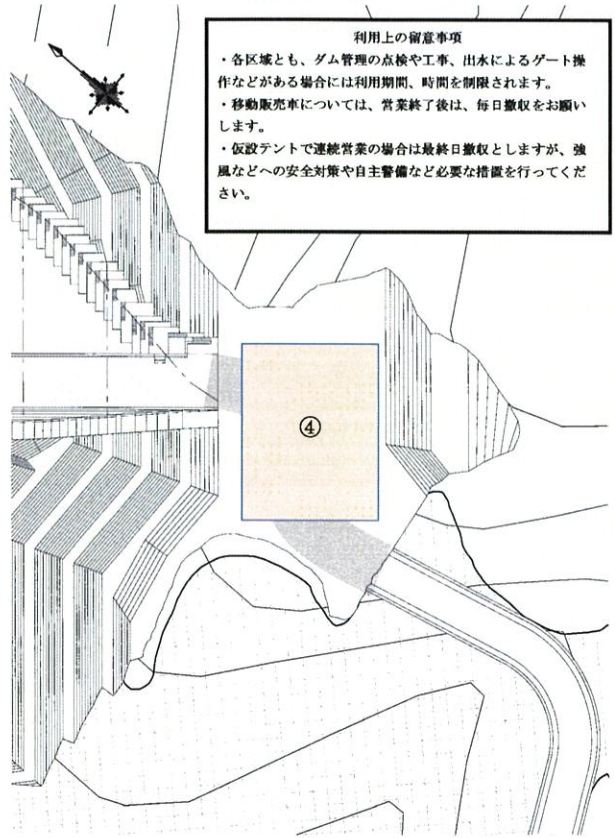
ダムサイト区域図

左岸苑地



右岸苑地

- 利用上の留意事項
- ・各区域とも、ダム管理の点検や工事、出水によるゲート操作などがある場合には利用期間、時間を制限されます。
 - ・移動販売車については、営業終了後は、毎日撤収をお願いします。
 - ・仮設テントで連続営業の場合は最終日撤収としますが、強風などへの安全対策や自主警備など必要な措置を行ってください。



②林ふるさと公園エリア（芝生広場、エントランス広場、みはらしの丘等）

8-1

